# 書面掲示事項等

かんの薬局相生店

保険医療機関及び保険医療療養担当規則等について、厚生労働大臣が書面掲示することとされている事項について掲載しています。

# 当局で取り扱いのある医療保険及び公費負担医療について

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
- 労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・感染症の予防、及び感染症の患者様に対する医療に関する法律に基づく指定

## 「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行する事と致しました。

明細書は使用した薬剤の名前などが記載されています。

公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しております。

## 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する掲示義務等

<薬剤の容器代>

原則として頂いておりません

<患家へ調剤した医薬品の持参料>

配達料 明石市内¥869(税込)

<希望に基づく甘味剤等の添加>

(治療上の必要性がなく、問題がない場合) 原則として料金は頂いておりません

<希望に基づく一包化> ※服用時点ごとにまとめてパックする事

(治療上の必要性がなく、問題がない場合)

医師の指示があった場合に限り、規定の調剤報酬点数表に従い、算定後、徴収いたします。

## 長期収載品の調剤について

長期収載品(後発医薬品がある先発品)の調剤において、制度に基づき特別の料金をいただく場合がでざいます。制度の趣旨をご理解いただき、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

### 調剤基本料について

当薬局では調剤基本料 1 を算定しております。

### 後発医薬品調剤体制加算について

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付 1 回につき算定しております。

先発医薬品を希望される患者さまはスタッフにお申し出下さい。

※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合が ございます。必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんのでご了承下さい。

## 調剤管理料について

当薬局では調剤管理料を算定しております。

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、 医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行ったうえで、患者さま ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行 います。

### 服薬管理指導料について

当薬局では服薬管理指導料を算定しております。

患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施しています。

### 地域支援体制加算について

当薬局では以下の基準を満たしているため、地域支援体制加算 2 を算定しております。

- 1200 品目以上の医薬品の備蓄
- 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- 医療材料・衛生材料の供給体制
- 麻薬小売業者の免許
- 集中率85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上
- 当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制
- 保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- 在宅患者に対する薬学管理・指導の実績(薬局あたり年24回以上)
- 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等
- 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- 管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年 以上在籍)
- 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(研修計画・受講等)
- 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- 要指導医薬品・一般用医薬品の販売(48薬効群)・緊急避妊薬の備蓄
- 健康相談の取り組み
- 敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

### 連携強化加算について

次に掲げる体制を整備し連携強化加算を算定しています。当薬局では第二種協定指定医療機関の指定を 受けており、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。 要指導医薬品 及び一般用医薬品並びに検査キット(対外診断用医薬品)を販売しています。

- 新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について ア感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部の機関での研修・訓練に 参加する場合を含む。)
  - イ個人防護具を備蓄。
  - ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品(検査キット)の提供、マ

スク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生等が ないときから整備。

• 災害の発生時における体制の整備について

ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。)

イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員 派遣等の協力等を行う体制。

ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の 保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制。

### 夜間・休日加算について

当薬局では下記時間に夜間・休日加算を処方箋受付1回につき算定しております。

土曜日 13:00~18:00、年末年始 12月 29日、30日、1月3日開局日の平日は終日夜間・休日加算。

※日曜・祝日の開局日(12月29日、30日、1月3日も該当)及び、

12月31日、1月1日、2日開局日は終日休日加算となりますのでご了承下さい。

### 医療情報取得加算について

当薬局では、オンライン資格確認等システムの運用を開始しているため、医療情報取得加算を算定しております。

### 医療 DX 推進体制整備加算について

当薬局ではマイナ保険証の利用実績に応じて医療 DX 推進体制整備加算 1~3 を算定しております。

- オンライン資格確認システムを通じて患者さまの診療情報
- ・薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。 また、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取組を実施しています。
- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を整えています。

#### 在宅薬学総合体制加算について

当薬局では在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者の体調急変に対応できる体制を整えています。在宅患者の皆様には規定の調剤報酬点数表に従い在宅薬学総合体制加算を処方 箋受付 1 回につき算定しております。

#### かかりつけ薬剤師指導料について

以下の基準を満たす薬剤師が、患者様の同意を得て算定いたします。

・保険薬剤師の経験3年以上

- 週32時間以上の勤務
- ・ 当薬局へ 1 年以上在籍
- 研修認定薬剤師の取得
- 医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

## 個人情報保護に関する基本方針、個人情報の取扱いについて

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、良質な薬局サービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- ・個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- ・安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します。
- ・個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了承を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- ・ 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

#### 個人情報の取扱いについて

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取り扱いに関する基本 方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用 目的は、次に挙げる事項です。

- ・当薬局における調剤サービスの提供
- ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握 (副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- ・医療保険事務(審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など)
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持 改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- ・ 当薬局内で行う薬学生への薬局事務実習
- 外部監査機関への情報提供

# 調剤報酬点数表(令和7年4月1日施行)

第1節 調剤技術料

令和7年3月12日、日本薬剤師会作成

第1即 調削技術科	E2.11	2 to 3 14 left - 1 mg	令和 / 年 3 月 12 日、日本業前師会作成
項目	届出	主な要件、算定上限	点数
周剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の 同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	0	②~⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	45
		処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局	13,
		イ) 月4,000回超&上位3医療機関に係る合計受付回数の集中率70%超	
		口) 月2,000回超&集中率85%超	
		八) 月1,800回超&集中率95%超	22
② 調剤基本料 2	0	二)特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超	29,
		※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算	
		※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が	
		同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	
		同一グループの保険薬局の処方箋受付回数(または店舗数)の合計	
		および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局	
		<ul><li>イ)・月3.5万回超~4万回以下 &amp; 集中率95%超</li></ul>	1) 24
		· 月4万回超~40万回以下 & 集中率85%超	
③ 調剤基本料 3	0	・月3.5万回超&特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引	<ul><li>19s</li></ul>
507-30-34-34-34-35-55-55-55-55-55-55-55-55-55-55-55-55-		ロ)・月40万回超(または 300店舗以上)&集中率85%超	=, 32,
		<ul> <li>月40万回超(または 300店舗以上)</li> </ul>	八) 35年
		&特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引	, 0 33,
		ハ)・月40万回超(または 300店舗以上) &集中率85%以下	
		保険医療機関と特別な関係(同一敷地内)&集中率50%超の保険薬局	
O HERMANIE AND A		※1. 地域支援体制加算·後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定	
④ 特別調剤基本料 A	0	※2. 薬学管理料に属する項目 (一部を除く) は算定不可	5,
		※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	
		調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局	
⑤ 特別調剤基本料 B		※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可	3,
·		※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3,
分割調剤(長期保存の困難性等)		1分割調剤につき (1処方箋の2回目以降)	5,5
" (後発医薬品の試用)		1分割調剤につき(1処方箋の2回目のみ)	5,
地域支援体制加算1		調剤基本料1の保険薬局、基本体制+必須1+選択2以上	32,
地域支援体制加算 2		調剤基本料1の保険薬局、基本体制+選択8以上	40,
地域支援体制加算3	0	調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+必須2+選択1以上	105
地域支援体制加算 4		調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+選択8以上	32,
連携強化加算	0	災害·新興感染症発生時等の対応体制	55
後発医薬品調剤体制加算1、2、3	0	後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算1:21点、2:28点、3:30点
後発医薬品減算	_	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	M#1:21m(2:20m(3:30)
在宅薬学総合体制加算1		在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療·衛生材料等	159
	0	同加算1の算定要件、①医療用麻薬 (注射薬含) の備蓄&無菌製剤処理体制	
在宅薬学総合体制加算2		または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50,
医療DX推進体制整備加算 1		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナポ相談ほか、月1回まで	109
医療DX推進体制整備加算 2	0	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、マイナポ相談ほか、月1回まで	8,
医療DX推進体制整備加算 3		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上 ほか、月1回まで	6,5
利調製料		The second secon	
内服薬		1剤につき、3剤分まで	245
屯服薬			215
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	1905
nu vo sate:		- Long Colonia - California (1982/1980) (California - California - Cal	7日分以下 1909
NEW COLOR	. '		
湯薬			8~27日分 190点
m/h		1調剤につき、3調剤分まで	
<i>m</i> *		1調剤につき、3調剤分まで	+10点/1日分(8日目以上の部分
		1調剤につき、3調剤分まで	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400g
注射薬			+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400s 26s
注射薬 外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400s 26s 10s
注射薬 外用薬 内服用滴剤		1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき	8~27日分 190点 +10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400点 26点 10点
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき 1日につき ※注射薬のみ	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400s 26s 10s 10s
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき 1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400) 26) 10) 10) 69点(6歳未満 137点)
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき 1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合 (生理食塩水等で希釈する場合を含む)	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400/ 26/ 10/ 10/ 69点 (6歳未満 137点) 79点 (6歳未満 147点)
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき 1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合("")または原液を無菌的に充填	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400g 26g 10g 10g 69点(6歳未満 137点) 79点(6歳未満 147点) 69点(6歳未満 137点)
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬)	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき 1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合 (生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合 ( " ) または 原液を無菌的に充填 1調剤につき	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400g 26g 10g 10g 69点(6歳未満 137点) 79点(6歳未満 147点) 69点(6歳未満 137点)
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内服薬)	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合 (生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合 (")または原液を無菌的に充填 1調剤につき	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400; 26; 10; 10; 69点(6歳未満 137点) 79点(6歳未満 147点) 69点(6歳未満 137点) 麻薬 70点、麻薬以外 8;
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エス剤	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき 1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合 (生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合 ( " ) または 原液を無菌的に充填 1調剤につき	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400) 26, 10, 10, 69点(6歳未満 137点, 79点(6歳未満 147点, 69点(6歳未満 137点, 麻薬 70点、麻薬以外 8, 7日分につき 20,
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内服薬) 遠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、142剤 液剤	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき、3調剤分まで 1間につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合 (生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合 (")または 原液を無菌的に充填 1調剤につき 1調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400) 26, 10, 10, 69点(6歳未満 137点, 79点(6歳未満 147点, 69点(6歳未満 137点, 麻薬 70点、麻薬以外 8, 7日分につき 20,
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無関製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内服薬) 錠剤、丸剤、カプ・ビル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 自家製剤加算(屯服薬)	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合 (生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合 (")または原液を無菌的に充填 1調剤につき	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400) 26; 10; 10; 69点 (6歳未満 137点, 79点 (6歳未満 147点, 69点 (6歳未満 147点, 69点 (6歳未満 137点, 麻薬 70点、麻薬以外 8; 7日分につき 20;
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 自家製剤加算(屯服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき、3調剤分まで 1間につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合 (生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合 (")または 原液を無菌的に充填 1調剤につき 1調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400, 26, 10, 10, 69点 (6歳未満 137点 79点 (6歳未満 147点 69点 (6歳未満 137点 麻薬 70点、麻薬以外 8, 7日分につき 20, 45,
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 無等 加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 自家製剤加算(屯服薬)	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき、注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合( " )または原液を無菌的に充填 1調剤につき 1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400/ 26/ 10/ 10/ 69点 (6歳未満 137点 79点 (6歳未満 147点) 69点 (6歳未満 137点) 麻薬 70点、麻薬以外 8/ 7日分につき 20/ 45/
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無關製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 自家製剤加算(屯服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 自家製剤加算(中服薬)	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき、3調剤分まで 1間につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合 (生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合 (")または 原液を無菌的に充填 1調剤につき 1調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき 3調剤につき	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400 26, 10, 10, 69点(6歳未満 137点 79点(6歳未満 147点 69点(6歳未満 137点 麻薬 70点、麻薬以外 8, 7日分につき 20, 45,
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 原薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内限薬) 錠剤、丸剤、カプ・む剤、散剤、顆粒剤、1+1入剤 液剤 自家製剤加算(屯服薬) 錠剤、丸剤、カプ・む剤、散剤、顆粒剤、1+1入剤 液剤 自家製剤加算(外用薬) 錠剤、カア・カ剤、軟剤、顆粒剤、1+1入剤 液剤 自家製剤加算(外用薬) 錠剤、1-10-1子剤、軟・硬膏剤、パップ・剤、リニメト剤、坐剤	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき、注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合( " )または原液を無菌的に充填 1調剤につき 1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400 26 10 10 69点 (6歳未満 137点 79点 (6歳未満 137点 69点 (6歳未満 137点 麻薬 70点、麻薬以外 8 7日分につき 20 45 90 45
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無関製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 麻薬等加算 (麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算 (内服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 自家製剤加算 (屯服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 の剤 (心服薬)	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき、注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合( " )または原液を無菌的に充填 1調剤につき 1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400 26 10 10 69点(6歳未満 137点 79点(6歳未満 147点 69点(6歳未満 147点 69点(6歳未満 137点 麻薬 70点、麻薬以外 8 7日分につき 20 45
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 麻薬 防薬 自家製剤加算(内服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 自家製剤加算(屯服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 自家製剤加算(屯服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 において、皮膚 、皮剤	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき、注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合(")または原液を無菌的に充填 1調剤につき 銀剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定 1調剤につき	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400 26 10 10 69点(6歳未満 137点 79点(6歳未満 147点 69点(6歳未満 147点 69点(6歳未満 137点 麻薬 70点、麻薬以外 8 7日分につき 20 45
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剂処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内服薬) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I+2剤 液剤 自家製剤加算(屯服薬) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I+2剤 液剤 自家製剤加算(外用薬) 錠剤、丸剤、カプセル剤、酸剤、顆粒剤、I+2剤 液剤 自家製剤加算(外用薬) 錠剤、ローチ剤、軟・硬膏剤、パップ。剤、リニメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤 計量混合調剤加算	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき、注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合( " )または原液を無菌的に充填 1調剤につき 1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400, 26, 10, 10, 69点(6歳未満 137点, 79点(6歳未満 147点, 69点(6歳未満 137点, 麻薬 70点、麻薬以外 8, 7日分につき 20, 45,
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内服薬) 自家製剤加算(内服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 自家製剤加算(外用薬) 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ・剤、リニメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤  胃混合調剤加算	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき、注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合(")または原液を無菌的に充填 1調剤につき 銀剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定 1調剤につき	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400) 26; 10; 10; 69点 (6歳未満 137点) 79点 (6歳未満 147点) 69点 (6歳未満 147点) 69点 (6歳未満 137点) 麻薬 70点、麻薬以外 8; 7日分につき 20; 45; 90; 45; 90; 45;
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、I+2剤 液剤 自家製剤加算(在服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、I+2剤 液剤 自家製剤加算(外用薬) 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パ・ワプ・剤、リニメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤 計震剤 散剤、顆粒剤	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき、注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合(")または原液を無菌的に充填 1調剤につき 銀剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定 1調剤につき	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400g 26g 10g 10g 69点 (6歳未満 137点) 79点 (6歳未満 147点) 69点 (6歳未満 137点) 麻薬 70点、麻薬以外 8g 7日分につき 20g 45g 90g 45g 90g 45g 35g 45g
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内服薬) 自家製剤加算(内服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 自家製剤加算(外用薬) 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ・剤、リニメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤  胃混合調剤加算	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合( " )または原液を無菌的に充填 1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定 1調剤につき 1調剤につき 1調剤につき 1調剤につき	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400g 26g 10g 10g 69点 (6歳未満 137点) 79点 (6歳未満 147点) 69点 (6歳未満 137点) 麻薬 70点、麻薬以外 8g 7日分につき 20g 45g 90g 45g 90g 45g 35g 45g 80g 80g 81g 81g 81g 81g 81g 81g 81g 81g 81g 81
注射薬 外用薬 内服用滴剤 無關製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 自家製剤加算(中服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 自家製剤加算(外用薬) 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パ・サプ・剤、リニメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤 散剤、顆粒剤 散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合 (生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合 ( 〃 ) または原液を無菌的に充填 1調剤につき 1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定 1調剤につき 1調剤につき 1調剤につき 1調剤につき 2 ※内服薬・屯服薬・外用薬	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400g 26g 10g 10g 69点(6歳未満 137点) 79点(6歳未満 147点) 69点(6歳未満 147点) 麻薬 70点、麻薬以外 8g 7日分につき 20g 45g 90g 45g 90g 45g 45g 45g 45g 45g 80g 80g 80g 80g 80g 80g 80g 80g 80g 80
注射藥 外用藥 內服用滴剤 無面製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬 原薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) 自家製剤加算(内服薬) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I+2剤 液剤 自家製剤加算(生服薬) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I+2剤 液剤 自家製剤加算(外用薬) 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ。剤、リニメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤 散剤、類粒剤 放剤	0	1調剤につき、3調剤分まで 1調剤につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合( " )または原液を無菌的に充填 1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定 1調剤につき 1調剤につき 1調剤につき 1調剤につき	+10点/1日分(8日目以上の部分 28日分以上 400g 26g 10g 10g 69点 (6歳未満 137点) 79点 (6歳未満 147点) 69点 (6歳未満 137点) 麻薬 70点、麻薬以外 8g 7日分につき 20g 45g 90g 45g 90g 45g 35g 45g 80g 80g 81g 81g 81g 81g 81g 81g 81g 81g 81g 81

#### 第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	700NT4± 0 4400 20
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8~14日分 28点 15~28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外			4,
重複投薬·相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20月 初来局時 3月
調剤管理加算		複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	2回目以降(処方変更·追加)3
医療情報取得加算	-	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1,
服薬管理指導料 ① 通常(②·③以外)		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 3カ月以内の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59月
②介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45
③ 情報通信機器を使用(オンライン)		3カ月以内の再調剤(手帳による情報提供あり)または それ以外	再調剤 45点、それ以外 595
麻薬管理指導加算		<b>原生光度上に</b> が会は7柱に空心終頭が2両45度英ロ	22)
特定薬剤管理指導加算 1 特定薬剤管理指導加算 2	0	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 抗悪性腫瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	新たに処方 10点、指導の必要 5 100;
特定薬剤管理指導加算3	- V	イ)医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで	5,
		<ul><li>□)選定療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回</li></ul>	10)
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満)	12s 350s
小児特定加算 吸入薬指導加算		端息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	350)
STATE OF THE PROPERTY OF THE P	1-	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	135
服薬管理指導料(特例)	_	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導	59,
かかりつけ薬剤師指導料	0	料等の算定患者 処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76
がかりの発剤師指導料 麻薬管理指導加算	0	20/136×131円に76、100米1月107年は代料の併昇化不可	22
特定薬剤管理指導加算1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 55
特定薬剤管理指導加算 2	0	抗悪性腫瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100)
特定薬剤管理指導加算3		<ul><li>イ)医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで</li><li>ロ)選定療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回</li></ul>	5, 10,
乳幼児服薬指導加算		<ul><li>団) 選定療養(長期収載品の選択) 寺の説明、対家業の最初の処力時1回</li><li>6歳未満の乳幼児</li></ul>	125
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)	350,
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30)
かかりつけ薬剤師包括管理料 外来服薬支援料 1	0	処方箋受付1回につき 月1回まで	291s 185s
外来服薬支援料2		一包化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50,
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125
服用薬剤調整支援料 2	-	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績ありまたはそれ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
<b>調剤後薬剤管理指導料</b>		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更	60,
服薬情報等提供料 1		2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり 保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	60s 30s
		東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京	
服薬情報等提供料 2		イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20,
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50;
在宅患者訪問薬剤管理指導料 ① 単一建物患者 1人	0	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	650;
② 単一建物患者 2~9人		合わせて月4回まで(未期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	320
③ 単一建物患者 10人以上		> 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで) 保険薬剤師1人につき週40回まで(①~④合わせて)	290
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料			595
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	0	オンラインの場合は処方箋受付1回につき 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	100点(オンライン 22点) 250s
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点(オンライン 12点)
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点(オンライン 350点)
在宅中心静脈栄養法加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150)
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 <ul><li>① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変</li></ul>		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が	500
② ①·③以外		→ 必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで)	200)
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料		主治医と連携する他の保険医の指示でも可	59,
麻薬管理指導加算 在字書者医療田庭薬持続注射療法加管	0	オンラインの場合は処方箋受付1回につき 医療用度変持続注射療法を行っている事者。オンライン不可	100点(オンライン 22点)
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算	0	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	250g 100点(オンライン 12点)
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点 (オンライン 350点)
在宅中心静脈栄養法加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	1505
│ 夜間·休日·深夜訪問加算 在宅患者緊急時等共同指導料		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者 在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	夜間400点、休日600点、深夜1,000 700;
麻薬管理指導加算		正も小及の日、工店区にためする時の体験区の日かてもり、月2日まで	1009
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	0	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250)
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100
小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算	0	医療的ケア児 (18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者	450 150
	U	仕宅中心静脈未養法を行うている忠有 在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者	MANAGE CONTRACTOR SOCIETY AND AND ADDRESS OF THE SAME
在宅患者重複投薬·相互作用等防止管理料		1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20月
経管投薬支援料 在宅移行初期管理料		初回のみ	100,
		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230,

### 第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料(所定単位につき15円以下の場合)	薬剤調製料の所定単位につき	1点
" (所定単位につき15円を超える場合)	п	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料 A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

### 第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

# 介護報酬(令和6年6月1日施行分)

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人		518単位
② 単一建物居住者 2~9人	合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	379単位
③ 単一建物居住者 10人以上	必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで)	342単位
<ul><li>④情報通信機器を用いた服薬指導</li></ul>	J	46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%